

福島県浜通り地方の勤務先で就労していた原発事故時50歳台の申立人が、原発事故に起因する人員整理で定年前に退職せざるを得なくなったとして、将来にわたる就労不能損害の賠償を申し立てたのに対し、今後の賠償可能性を排除せず、和解案提示の直近月である平成25年9月までの就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

就労不能損害（平成25年6月1日～同年9月末日）

### 2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対し、金2,066,148円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月8日

（仲介委員 清水貴行）